

福島第一原子力発電所のトラブルに関する対応について（案）

平成25年3月28日
原子力安全対策課

発災後の福島第一原子力発電所におけるトラブルについては、東京電力から県及び関係市町村に、直接、原子力災害対策特別措置法第25条に基づき、通報されているところであるが、その事象に応じて、災害対策本部内で情報共有化を図り、適切に対応するものとする。

1 災害対策本部員会議又は関係部長会議（※）を開催し、情報共有化及び防護対策の徹底を図る場合

○ トラブルの進展によっては、災害対応が求められる可能性が高いもの

- （1）「警戒事象発生の通報」（震度6弱以上、大津波警報、事故故障等の法令報告）を受けた場合
- （2）原子炉循環注水冷却システムや使用済燃料プール冷却設備の機能停止が長時間継続し復旧の見通しがたっていない場合 など

2 関係部長会議・関係課長会議（※）等を開催し、情報共有化及び防護対策の徹底を図る場合

○ 災害対応を考慮において、トラブルの進展を注意深く監視する必要があるもの

- （1）炉内の監視機器等の機能停止が長時間継続し、復旧の見通しがたっていない場合 など

3 災害対策本部原子力班において情報収集を行い、関係課への提供により情報共有化を図る場合

○ 当面は、災害対応が求められる可能性の低いもの。

- （1）設備の一時的な停止 など

（注）原災法第10条又は第15条の対象事象の発生の通報連絡を受けた場合は、地域防災計画に基づき対応する。

※ 関係部長会議……知事、副知事、関係部長 等
関係課長会議……県民安全担当次長、関係課長 等